

⑳コロナにより休園になった保育園や認定子ども園の 8 月以降の数の推移を教えてください。また、少しでも登園する園児を減らし、密を避けるため、昨年春のように、子どもがコロナ感染や濃厚接触者でなくても登園しなかった場合は、保育料を減免する措置を今回も実施すべきではないか。

(答)

○利用者負担額の減免について

1. 新型コロナウイルス感染症により、臨時休園等した保育所等に在籍する子どもの保護者等に係る利用者負担額については、令和2年2月及び3月に子ども・子育て支援法施行規則を改正し、保育の提供がなされない日数が一月当たり1日を超える場合には、臨時休園等の日を除く開所日数に応じて日割り計算し減免することとしました。
2. これは、緊急事態宣言の有無にかかわらず、市区町村の要請・同意により、
  - ・保育所等を休園した場合や
  - ・保育所等への登園自粛を行った場合などに、臨時休園等の日を除く開所日数に応じて、日割りを行うこととするものであり、令和3年8月現在においても同じ取扱いとなっております。

(内閣府子ども・子育て本部)

(参考)

○新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて（令和2年2月27日付け内閣府・文部科学省・厚生労働省事務連絡）（抜粋）

1. 臨時休園等した特定教育・保育施設等に在籍する子どもの保護者等に係る利用者負担額等について

地域において公衆衛生対策の観点から臨時休園等した特定教育・保育施設等については、保育の実施が継続されているものとして、通常どおり施設型給付等を支給することとしますが、当該特定教育・保育施設等に在籍する子どもの保護者等に係る利用者負担額については、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）（以下「施行令」という。）第24条第2項に基づく子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第58条に、第4号「災害その他緊急やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合に該当し、保育の提供がなされない日数が一月当たり五日を超えること」という規定を新たに設け、日割り計算を行う事由を追加しました（本年2月27日公布、同月25日以降適用）。これを踏まえ、市町村の判断により5日を超えて閉園等している場合（注）については、以下の計算式で利用者負担額について日割り計算をお願いいたします。なお、臨時休園等した場合の2号認定子どもの副食費の取扱いについては、配食準備を計画的に行うなどにより、徴収額の減額等の対応を行うことが考えられます。

<計算式>

3号認定子どもの教育・保育給付認定保護者の属する階層に係る施行令第4条に定める額  
× その月の臨時休園等の日を除く開所日数 ÷ 25

（注）令和2年3月2日以降は、1日単位から日割りすることとしている。

（「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」の取扱いについて（令和2年3月27日）」

○新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」当等の取扱いについて（続報）（令和2年5月15日付け内閣府・文部科学省・厚生労働省事務連絡）（抜粋）

1. 特定教育・保育施設等に在籍する子どもの保護者等に係る利用者負担額等について

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域であるか否かに関わらず、子ども・子育て支援法施行規則第58条第4号及び「子ども・子育て支援法施行規則第58条第4号に規定する内閣総理大臣が定める場合を定める件」（令和2年内閣府告示第18号）については効力を有しており、休園又は一部休園により保育の提供がなされない場合のほか、市区町村が登園自粛要請をしていることにより保育の提供がなされない場合に関しては、3号認定子どもの利用者負担額は日割り計算していただくこととなります。登園自粛の際は、市区町村からの要請・同意によるものであることが必要です。市区町村からの登園自粛要請を行わない場合に、市区町村の要請があるように捉えうる案内等が特定教育・保育施設等からなされないよう、各市町村において各施設等への周知徹底をお願いいたします。